



平成23年4月28日号

避難所でお越しのみなさま

第10号の避難所通信をお届けします。

5月から、市では新たに「震災復興本部」を設置し、震災復興に取り組む体制を強化いたします。これまで以上に復旧のスピードを上げ、従前の市民サービスの再開を急ぐとともに、復興ビジョン・復興計画を策定し、国・県や関係機関と連携しながら、一日も早くみなさまに安全で安心な暮らしを取り戻していただくことができるよう全力で取り組んでまいります。

また5月から、これまで別々にお届けしていた「避難所通信」と「生活支援情報」を一本化することにいたしました。各避難所には引き続き、張り出し等の形でお知らせしてまいります。同じ情報は、市のホームページからもご覧いただくことができます。

「避難所を出たら情報が手に入れにくくなるのでは？」という声も寄せられておりますが、ホームページをご覧になれない方には郵送もいたします。郵送を希望なされる方は、避難所を出る際にその旨をお届けいただくか、被災者支援情報ダイヤルにご連絡ください。引き続き、みなさまのお役に立つ情報を迅速にお伝えしてまいります。

発行：仙台市災害対策本部避難所通信班

「被災者支援情報ダイヤル」開設中

被災者の方のための、各種支援制度の内容紹介や窓口・連絡先などに関する情報提供を実施しています。

022 - 214 - 3805

時間：午前9時～午後5時 / 5月も引き続き土日・祝日も開設します

区役所・総合支所へのお問い合わせは

青葉区 022 - 225 - 7211 (代)

宮城総合支所 022 - 392 - 2111 (代)

宮城野区 022 - 291 - 2111 (代)

若林区 022 - 282 - 1111 (代)

太白区 022 - 247 - 1111 (代)

秋保総合支所 022 - 399 - 2111 (代)

泉区 022 - 372 - 3111 (代)

1 . 各種支援制度・義援金の受付体制 を強化します

みなさまの利便性の向上を図るため、各種支援制度や義援金に関する相談や申請の受付窓口を増やして対応しています。

(1) 相談・受付対象となる制度

「災害弔慰金」...災害により死亡された方のご遺族への支援

「災害障害見舞金」...災害による負傷や疾病により重い障害が残った方への支援

「災害援護資金」...世帯主が負傷された世帯や住居・家財に損害を受けた世帯への貸付制度

「被災者生活再建支援制度」...住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害のあった世帯への支援

「義援金」...災害により死亡された方のご遺族、行方不明となられた方のご家族及び住宅が全半壊された世帯への支援

(2) 受付時間

午前9時～午後4時30分

4月、5月中は、土・日・祝日も開設します

(3) 窓口設置場所

市役所本庁舎 8階被災者支援相談窓口

青葉区役所 2階会議室

宮城総合支所 2階総務課

宮城野区役所 6階エレベーターホール前

宮城野体育館 (4月29日、30日、5月1日のみ)

岡田小学校 (4月29日、30日、5月1日のみ)

若林区役所 1階ロビー

六郷市民センター

七郷市民センター

太白区役所 2階第1会議室

泉区役所 5月9日まで 東庁舎2階

5月10日以降の泉区の受付場所は未定です

(決まり次第お知らせします)

2. 災害義援金の申請の受付を開始しました

全国から寄せられた義援金のうち、宮城県を通じて仙台市に一次配分された義援金の申請受付を開始しました。

平成23年3月11日現在で、仙台市以外の市町村にお住まいの方につきましては、その時点でお住まいだった市町村にお問い合わせください。

(1) 義援金の種類と配分基準

義援金の種類	義援金の対象	支給金額	ご申請いただく方
人的被害への義援金	死亡された方のご遺族	対象者1名あたり	配偶者、子、父母、孫又は祖父母
	行方不明者のご家族	35万円	
住宅被害への義援金	居住していた住宅が全壊又は全焼した世帯	1世帯あたり 35万円	被災時の世帯主
	居住していた住宅が大規模半壊、半壊又は半焼した世帯	1世帯あたり 18万円	
			被災時の世帯主

(2) 申し込み・問い合わせ先

前頁の1でお知らせした窓口で受け付けています。

申請には、窓口へ備え付けの申請書のほか、受取者の身分証明書の写し、預金通帳の写しのほか、死亡の場合は「死亡診断書（検案書）、戸籍（除籍）謄本の写しまたは世帯全員の住民票の写し」、住宅被害の場合は「被災証明書の写し、世帯全員の住民票の写し」が必要になります。

全てご用意いただいた方は、郵送でも受け付けています。

(郵送の場合の送付先)

〒980-8671 仙台市健康福祉局社会課 義援金担当

(郵便番号とあて先だけで届きます)

せんとくネット!

3. 女性による洗濯代行ボランティアがスタート

「避難所で洗っても干せない」「コインランドリーまで行けない」という女性の代わりに女性のボランティアが洗濯します。ボランティアが避難所にお伺いして直接洗濯物をお預かりし、3～4日ほどでお返しいたします。まずはお電話ください。

* せんとくネット：せんだいの女性たちが 被災女性たちの本音をたくさん汲み取って 一緒に解決していくネットワーク

問い合わせ **せんだい男女共同参画財団** 022-212-1627
(平日 午前9時～午後5時)

4 . 被災された方々への

リサイクル品優先提供について

葛岡リサイクルプラザでは、市民の方から提供された家具等を補修したうえで、毎月展示し、希望者に抽選で提供しています。これらのリサイクル品は、中には高倍率の抽選になるものもあるほど人気が高く、毎回市民のみなさまから喜んでいただいております。

このたびの震災を受け、5月以降の展示品については、当分の間、被災され、家具等が緊急にお入用の方に限って提供することにいたしました。

申し込み方法などを詳しく説明したチラシと「リサイクル展示品一覧」(カタログ)を、後日、各避難所あてにお届けします。仮設住宅に入居なさる際などに、お役立てください。

5 . 住宅の応急修理の申込受付を開始しました

「り災証明書」で全壊、大規模半壊、半壊(半焼)の認定を受けた住宅にお住まいになっていた世帯で、応急仮設住宅を利用しない世帯のために、市が業者に依頼して行う応急修理(1世帯あたり52万円限度)の申込受付を開始しました。借家等であっても、家主の同意がある場合は申し込むことができます。

(1) 全壊(*)または大規模半壊の住宅

収入要件なし

*全壊と認定されていても応急修理をすることで居住が可能となる場合

(2) 半壊(半焼)の住宅

平成21年の収入額が次のいずれかを満たす

- ・世帯全体の年収が500万円以下
- ・世帯全体の年収が700万円以下で、世帯主が45歳以上
- ・世帯全体の年収が800万円以下で、世帯主が60歳以上または要援護世帯

受付 市役所本庁舎8階 被災者支援相談窓口 午前9時～午後4時30分

郵送での申し込みもできます

詳しくはお問い合わせください

応急仮設住宅等コールセンター

0120-055-150